

聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年11月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第9号

聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式

(表)

老人医療費受給者証											
県 老		公費負担者番号	6	0	1	5					
		受給者番号									
		保険者									
受給者	居住地										
	氏名								男・女		
	生年月日	年	月	日							
一部負担金の割合	割										
有効期間					年	月	日から				
						年	月	日まで			
発行機関名及び印	新潟県 北蒲原郡 聖籠町長										
交付年月日	年	月	日								
<small>※一部負担金について 高齢者の医療の確保に関する法律に定める一部負担金に相当する額を医療機関窓口で支払ってください。 なお、一部負担金は、有効期限内においても変更となる場合があります。</small>											

- 注 1 用紙は、原則として日本産業規格B列7番1連90Kg白色とする。
2 印刷は黒色によるものとする。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療機関等に受診した際、市町村から保険の自己負担分の一部を助成して
もらうための証ですから大切に保存してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証
を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を聖籠町長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて聖籠町長にその旨を
届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に聖籠町長にそ
の旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに聖籠
町長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式

(表)

第 号									
限度額適用認定証									
県 老	公費負担者番号	6	0	1	5				
	受給者番号								
	保 険 者								
受 給 者	氏 名							男・女	
	居 住 地								
	生 年 月 日	年		月		日			
有 効 期 間	年		月		日から				
	年		月		日まで				
適 用 区 分									
<p>上記受給者は、上記の区分のとおり県老の限度額の適用を行っているものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聖籠町長 印</p>									

- 注 1 用紙は、原則として日本産業規格B列7番1連90Kg白色とする。
 2 印刷は黒色によるものとする。
 3 適用区分欄の区分には「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」と記載。

(裏)

注 意 事 項

- 1 入院に係る医療又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合に窓口で支払う県老の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに1ヶ月につき、別に定められた額を限度とすることになりますが、この証を提示することによって、その限度額が減額されます。
- 2 保険医療機関に入院するとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときには、受給者証とともに必ずこの証を提示してください。
- 3 県老受給者でなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、直ちにこの証を聖籠町長に返してください。
- 4 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 6 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を町の担当窓口へ提出して訂正を受けてください。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則別記第2号様式及び別記第8号様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。